

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等と
それに対する本市の考え

※ 御意見につきましては、原文どおり掲載しています。

項番	御意見	市の考え方
1	<p>今回、令和2年度の公表から一定期間（5年）を経過する事から、全項目評価の再実施を行う。評価書の変更箇所については、主に基幹税務システムの更新に伴う特定個人情報の保管・消去・リスク対策に付いて、ガバメントクラウドにおける措置を追加するとともに、その他法改正や組織名等を変更している。国税連携システム（eLTAX）地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、国税連携（確定申告のデータ受信）の機能を持つシステムの事を言う。個人住民税申告ポータルの個人住民税（市民税・道民税（森林環境税を含む。）の申告をオンラインで提出する事が出来る機能の事を言う。税務情報ファイルは、地方税の賦課徴収等の基礎と成る物で有り、地方税の公平。公正な賦課、徴収を目的として、市税の賦課徴収等に必要範囲で特定個人情報を保有する。特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を明記するとともに、委託事業者には作業名簿の提出を求める。</p>	<p>御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただき、将来見直しを行う際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>此の全項目評価書は、公表から一定期間（5年）を経過する前に、再評価を行う事とされている為、令和2年度にも住民の皆さんからの意見募集をした上で、評価書を公表している。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に寄り、地方公共団体の事務のうち、国が指定する事務については、令和7年度中迄にガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）を活用した標準準拠システムを利用する事努力義務として掲げられている。審査システム（eLTAX）の地方税ポータルシステム（eLTAX）を構成するシステムの一つで、電子申告の機能、年金からの住民税特別徴収（データの送受信）等の機能を持つシステムの事を言う。中間サーバーの情報提供ネットワークシステムとの間で情報をやり取りするための仲介をするシステムの事を言う。地方税の賦課徴収等に関する事務では、特定個人情報ファイルとして個人の所得課税情報等が含まれた税務情報ファイルを使用する。特定個人情報の入手は、届出窓口において本人確認書類等の確認を行い、正確な情報を入手する。届出入力の際は事前審査・入力・事後審査を複数人で行い入力内容を確認して要る。</p>	<p>御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただき、将来見直しを行う際の参考とさせていただきます。</p>

